



地元住民の不安根強く

込んでいる。

もともと、雁又地区にあつた日立造船の火力発電所が廃炉になつたことが事業の発端になった。日立造船は市外に新しい発電所を建てる計画もあり、市は企業の流出防止の観点から市内の候補地を考慮したという。

市によると、今回の事業は

造船が新たなオーナ会社を探している」と説明している。しかし、説明資料を分析した住民は「事業者のデータをそのまま掲載しただけ。さまざまな矛盾があり、論理的でない」と批判し、説明資料に対する「反論書」を作成して説明会の公開での開催を求めていた。

造船が新たなオーナ会社を持つて対応する」と強調した。

地元の喜多自治会は環境悪化などを理由に「住民のほぼ全員が建設反対」として建設反対運動を続けていた。20年1月には総会で「建設反対」を決議した。

これに対し多々見良三市長

が取れなくなるとみられる。

日立造船環境事業本部のエネルギーソリューション営業部の饗庭毅部長は説明会終了後、毎日新聞の取材に対し、「環境に与える影響について地元住民

舞鶴・パーム油発電所

舞鶴市喜多地区に建設が予定されていた国内最大のパーム油バイオマス発電所が事実上、建設を断念する情勢になった。市は13日の地元説明会で、事業会社「舞鶴グリーン・エニシアティブス合同会社」(MGI)のオーナー会社のアンプ社から「6月中に次のオーナー会社が見つからない場合、7月1日からMGIの会社清算の手続きに入る」との連絡があったことを明らかにした。MGIは再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度(FIT)の認定を得しており、清算された場合、認定が消失する。元々この事業をスタートさせた日立造船の担当者は「MGIが清算されたら事業のやりようがない」としている。

【塩田敏夫】

アンプ社はカナダに拠点がある企業で、MGIに100%出資したオーナー会社。日立造船は2017年2月にFITの認定を受け、MGIに引き継いだ。「日立造船ではファイナンスはできない」と判断し、MGIから委託を受ける形で撤退は3社目で、住民が上がっていた。

FITは、地球温暖化対策やエネルギー自給率を高めるために再

生可能エネルギーへの転換を目指す制度。利益率が悪くても国が定める一定価格で買い取る。舞鶴のパーム油発電所の場合、FITの認定が取り消された場合、年間1335億円の売電収入が60億~70億円の減収となり、採算

建設予定地は舞鶴市喜多地区。出力は66メガワット。国内最大規模で、一般家庭12万世帯に相当する。年間12万㌧のパーム油を使用する。事業期間は20年。再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度(FIT)に基づき、売電する。市は20年の事業期間で35人の新規雇用、約13億円の税収を見

込んでいる。

しかし、アンプ社が撤退表明した4月以来、建設予定地の府有地の賃貸借契約が更新されず、賃料も支払われなくなつた。市は「日立造船は新たなオーナ会社を探している」と説明している。しかし、説明資料を分析した住民は「事業者のデータをそのまま掲載しただけ。さまざまな矛盾があり、論理的でない」と批判し、説明資料に対する「反論書」を作成して説明会の公開での開催を求めていた。

が取れなくなるとみられる。

日立造船環境事業本部のエネルギーソリューション営業部の饗庭毅部長は説明会終了後、毎日新聞の取材に対し、「環境に与える影響について地元住民

アンプ社、MGI清算へ

が取れなくなるとみられる。

日立造船環境事業本部のエネルギーソリューション営業部の饉庭毅部長は説明会終了後、毎日新聞の取材に対し、「環境に与える影響について地元住民



熱心に説明を聞く住民ら

多自治会環境保全委員会が「喜多地区だけでなく、環境への影響、経済効果など」市全体に及ぶ問題。何よりも透明性が必要で、報道による公開が必要」と主張し、中止になった。今回は公開とし、喜多地区と周辺地区の役員、市議会各会派の代表、一般傍聴者(定員20人)の計82人が参加した。

説明会では冒頭、喜多自治会副会長で環境保全委員会委員長の大西實治さんが多々見良三市長の出席を求めたが、実現しなかつた理由をたどり、「市長は西實治さんが多々見良三市長の出席を求めたが、実現しなかつた理由をたどり、「市長は

その後、大西さんはパーム油火力発電所の問題点をパワーポイントを使って説明。騒音について「市が作成した説明資料では、環境基本法が定めた環境基準を超えている住宅地が喜多地区にある。市長は国際環境基準より厳しくすると発言したが、全く根拠がなかった」と主張した。

住民が混乱しているなど発言しているが、われわれ住民は科学的根拠に基づき、問題を検証し、論理的に主張する」と切り出した。

日立造船や市の説明

の後、大西さんはパーム油火力発電所の問題

点をパワーポイントを

使って説明。騒音について「市が作成した説

明資料では、環境基本

法が定めた環境基準を

超えていた住宅地が喜

多地区にある。市長は

国際環境基準より厳しくすると発言したが、全く根拠がなかった」と主張した。